

令和7年度

財政援助団体等監査結果報告書

(浦添市かりゆしセンター指定管理者

浦添市かりゆしセンター理事会)

(所管課 いきいき高齢支援課)

浦添市監査委員

目 次

第1	監査の対象	1
第2	監査の期間	1
第3	監査の方法	1
第4	監査を実施した監査委員	1
第5	監査の結果	1
第6	指摘事項等	
	指摘事項等の内容別件数	2
1	浦添市かりゆしセンター理事会	
(1)	是正事項	2
(2)	注意事項	2
2	いきいき高齢支援課	
(1)	是正事項	3
(2)	注意事項	3
第7	むすび	4

第1 監査の対象

1 対象範囲

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに執行された指定管理者管理委託料に係る事務等

2 対象者

- (1) 浦添市かりゆしセンター指定管理者
浦添市かりゆしセンター理事会
- (2) 所管課 いきいき高齢支援課

第2 監査の期間

令和7年9月19日から同年12月3日まで

第3 監査の方法

今回の監査は、提出された監査調書、指定管理委託関係資料、決算書、諸帳簿及び証ひょう類等を基に、関係帳簿等との照合及び確認を行うとともに、指定管理者及び関係職員から説明を聴取し、事務処理の適否等について実施した。

第4 監査(説明の聴取)を実施した監査委員

実施年月日	監査対象者	監査委員
令和7年12月3日(水)	浦添市かりゆしセンター理事会 所管課 いきいき高齢支援課	宮 島 達 彦 金 城 大 輔

第5 監査の結果

監査の結果については、各部署の事務はおおむね良好に行われていることが認められたが、一部の事務において、適正でないものや検討又は是正が必要な事項が見受けられたので以下、後述する。なお、軽易な事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。

第6 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

指摘事項等の内容別件数

(単位 件)

対象者	区分(※備考)	指摘事項等の内容別件数			
		指摘事項	是正事項	注意事項	合計
浦添市かりゆしセンター理事会		—	2	13	15
いきいき高齢支援課		—	1	2	3
合計		—	3	15	18

備考 指摘事項等の区分は、次のとおりである。

- ・指摘事項 重大な違法、不当及び不正の状況があるもの
- ・是正事項 改善を要する悪い状況を改め正す必要があるもの
- ・注意事項 好ましくない状況があるので、気を付けるよう申し述べる必要があるもの

1 浦添市かりゆしセンター理事会

(1) 是正事項

① 備品管理について

備品購入において、市及びかりゆしセンター理事会との協議がないもの、また不適当な支払方法で支出しているもの

② 決算書について

「浦添市かりゆしセンター会計処理要領」に定める予算の移し替え・流用を行っていないため、予算科目の配当予算額を超えて執行をしているもの

(2) 注意事項

① 施設利用について

ア 利用届出書の利用料金と日計表が相違しているもの

イ 施設利用料金の算定に誤りがあるもの

ウ 日計表には利用料金の記載はあるが、利用届出書のないもの

エ 日計表の利用人数と利用料金合計が合わないもの

② 団体登録（サークル）について

団体登録（サークル）の登録基準を満たしていない団体の登録を認めるもの

③ 出納について

領収書と支出伝票の金額が相違しているもの

④ 職員給与について

雇用保険料率を誤って算出しているもの

⑤ 備品管理について

- ア 登録すべき物品の備品登録が漏れているもの、及び記載誤りがあるもの
- イ 物品購入について、「浦添市かりゆしセンター会計処理要領」に基づいていないもの

⑥ 事業計画について

浦添市かりゆしセンターの設置及び管理に関する条例で定める利用対象者は市内に住所を有する中高年齢者となっているが、事業計画書の多くの事業内容が8自治会を対象とする内容となっているもの

⑦ 決算書について

決算書の勘定科目と支出された科目が相違しているもの

⑧ 条例・規則等の遵守について

- ア 利用許可の申請について、条例施行規則とは異なる内規で定めた様式を使用しているもの
- イ 管理施設の修繕について、基本協定書に定めのある費用負担の協議がないもの

2 いきいき高齢支援課

(1) 是正事項

かりゆしセンターの決算書について流用等の手続がされず、予算科目の予算額を超えて執行している。執行管理が適切でなく、結果的に赤字決算となっている。市の方針として選定を非公募とし地域8自治会が指定管理者となっている経緯から、市の求める会計事務処理等に係る指導助言が必要であるが十分されてないもの

(2) 注意事項

① 議決機関としての理事会の機能について

浦添市かりゆしセンター理事会は議決機関として予算・決算等、審議事項が多岐に渡るため、現状ではチェック機能が十分でない。指定管理者選定の経緯から理事会運営に対し市の積極的な指導助言が必要であるが、実施されてないもの

② 例規等について

利用許可の申請について、規則で定めた様式を使用せず、かりゆしセンターで定める細則の様式を使用しているもの

第7 むすび

かりゆしセンターは、市民の利用頻度も高く、活気もあり、地域に根差した施設として親しまれている。

地域の自治会を指定管理者に選定した経緯から、いきいき高齢支援課としては特に公金に関する諸手続きについて、民間と行政の会計制度の違いや、説明責任の重要性について指定管理者であるかりゆしセンター理事会に指導助言を十分に行う必要があると思料する。

指定管理者は、会計処理について市とかりゆしセンター理事会で協議を図るものについては滞ることなく実施されたい。また、施設の利用申請や利用料金の取り扱いについては、手続きの簡素化、利用料金の計算ミス発生を防ぐ仕組み作り等を行い、市は指定管理者の意見も取り入れ、例規等の改正を含めて今後十分検討されたい。

かりゆしセンター理事会におかれては市の指導助言の基、適正な公金執行とその説明責任を認識し、今後も地域の活動拠点を支える重要な役割であることをご理解頂き、事業の円滑な運営に臨まれることを期待する。